



1. NPO法人は給付金の対象になりますか？	収益事業がある場合、対象になります。まだ法人税の確定申告をされていないNPO法人は、税務署に提出した「公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始の届出」の写しと、収益事業での収入があることがわかる決算書等の提出が必要です。
2. 従業員名簿の様式は決まっていますか？	こちらで定める様式はございませんので、通常使用している名簿を提出してください。アルバイト従業員等が含まれている場合は、要綱をご確認の上、「常時使用する従業員」に該当するかの有無を記載してください。なお、個人番号が記載されている場合はお受け取りできませんので、マスキングなどをしたものを提出下さい。
3. 電子申告で確定申告をしたが、控えに受付番号の印字がない。	電子申告送信時の送信票や受信通知を合わせて提出してください。
4. 確定申告書を紛失してしまった。	確定申告書の代わりとして、税務署にて令和3年分の納税証明書(その2: 所得金額の証明書)を発行し、その写しを提出してください。
5. テイクアウト店なども飲食業として申請するのか？	保健所より「飲食店」又は「喫茶店」の営業許可を受けている店舗のみ、飲食業として申請可能です。テイクアウト店でも前述した許可を受けている場合は、飲食業としてご申請ください。
6. 出納簿等とは、どのようなものですか？	事業の売上や出金が記録されており、取引の動きが確認できるものであれば、どのような形式でも構いませんが、必ず4、5、6月の各月毎に確認できるものとしてください。なお、通帳の写しでは事業のみに使用しているかの確認ができかねますので、お受け取りできません。
7. 道内事業者等事業継続緊急支援給付金をもらおうと室蘭市の給付金はもらえないのか	同時に受け取ることが可能です。道内事業者等事業継続緊急支援給付金は、申請書・手引きが緊急経済対策室と蘭東支所にございますので、ご利用ください。なお、給付金の詳細は北海道のコールセンター(011-350-6711)までお願いします。
8. 営業許可証は必要ですか？	観光船・作業船運航事業以外の事業者は、こちらで国、道から情報を取得し、確認しますので営業許可証提出の必要はありません。
9. 不動産業で、事務所は市外にあるが、賃貸アパートが室蘭市内にある場合は対象となりますか？	交付要綱第2条(2)で、事業所等とは、事務所、営業所、店舗など、事業活動が行われている場所、と定義していますので、貸しているアパートが市内にあるだけでは、交付対象となりません。